

衣浦東部広域連合煙火消費許可事務処理規程

(消費許可を要さない数量)

第3条 法第25条第1項ただし書の規定により、広域連合長の許可を要さない煙火の消費として、省令第49条第4号及び第4号の2に規定する用途及び数量とは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 信号又は鑑賞の用に供するために煙火を消費する場合は、同一の消費地において1日に消費する煙火の数量が、煙火の種類に応じ別表第1で定める数量
- (2) 映画、演劇等の演出効果用の煙火(打揚煙火を除く。)を消費する場合は、同一の消費地において1日に消費する数量が、煙火の種類に応じ別表第2で定める数量

別表第1(第3条関係)

無許可数量(信号又は観賞の用に供するために煙火を消費する場合)

煙火の種類		許可を要しない数量
球状の打揚煙火	直径10センチメートルを超え、14センチメートル以下のもの	10個以下
	直径6センチメートルを超え、10センチメートル以下のもの	25個以下
	直径6センチメートル以下のもの	75個以下
仕掛煙火に使用する炎管の数		200個以下
スモーククラッカーを除く爆発音を出す筒物(筒物1個が火薬1グラム以下爆薬0.1グラム以下のもの)		300個以下
爆竹(爆竹1個が、1本の火薬1グラム以下爆薬0.1グラム以下の筒物30本以下で連結されているもの)		300個以下
競技用紙雷管		無制限

※球状の打揚煙火を消費する場合は、直径6センチメートルを超えるものの個数が25個以下であり、かつ、直径10センチメートルを超え14センチメートル以下のものの個数は10個以下とし、総数を75個以下とすること。

別表第2(第3条関係)

無許可数量(映画、演劇等の演出効果用の煙火を消費する場合)

煙火の種類		許可を要しない数量
原料をなす火薬 若しくは爆薬の量	30グラムを超え50グラム以下	5個以下
	15グラムを超え30グラム以下	35個以下
	15グラム以下	85個以下
発煙筒		無制限
撮影用照明筒		無制限
爆薬(爆発音を出すためのものに限る。)0.1グラム以下の煙火		無制限

※原料をなす火薬若しくは爆薬の量を消費する場合は、15グラムを超えるものの個数が35個以下であり、かつ、30グラムを超え50グラム以下のものの個数は5個以下とし、総数を85個以下とすること。

※演劇等とは、映画若しくは放送番組の制作、演劇、音楽その他の芸能の公演、スポーツの興行又は博覧会その他これに類する催しをいう。